

抜 打 ち 検 査 実 施 要 領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「神奈川県県土整備局工事等検査要綱」（以下「要綱」という。）第3条に規定する抜打ち検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 検査の対象とする工事は、契約金額500万円以上の工事とする。また、検査の対象設計書には、「抜打ち検査に係る特記仕様書」（第7号様式）を添付するものとする。

2 この要領における用語の定義は、要綱第2条に定めるところによる。

(検査の実施回数)

第3条 検査の実施回数は、原則として次の各号に定めるものとする。

- (1) 契約金額が2,000万円以上の工事については、1回以上実施するものとする。
- (2) 契約金額が2,000万円以上の工事で契約工期が12ヶ月を超えるものについては、2回以上実施するものとする。
- (3) 契約金額が2,000万円未満の工事については、技術管理課長が工事を選定し実施するものとする。

(検査の依頼等)

第4条 所長等は、検査を予定する前月10日までに抜打ち検査実施計画表（第1号様式）を技術管理課長に提出するものとする。

- 2 所長等は、前項の計画表に基づいて、抜打ち検査実施依頼書（第2号様式）により技術管理課長に検査を依頼するものとする。ただし、止むを得ない理由がある場合は、前項の計画表によらず検査を依頼することができる。
- 3 技術管理課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、検査員に抜打ち検査命令書（第3号様式）により命令書を交付するとともに、抜打ち検査通知書（第4号様式）により所長等に通知するものとする。

(検査の実施方法)

第5条 検査は、受注者に事前通告せずに実施するものとする。

- 2 検査を行う範囲は次のとおりとする。
 - (1) 工事の施工体制の確認
 - (2) 工事の安全管理の状況
 - (3) 工事の品質管理の状況
 - (4) 工事の工程管理の状況
 - (5) その他必要と認めるもの
- 3 監督員は、検査の際に受注者（又は現場代理人）及び主任（監理）技術者の立会いを求めるものとする。ただし、専任を要しない主任（監理）技術者はこの限りではない。

(検査の報告等)

第6条 検査員は、検査の結果について、抜打ち検査結果調書（第6号様式）を作成し、監督員へ報告するものとする。

- 2 監督員は、検査の結果指摘事項がある場合は、工事打合簿（約款第2号様式）に前項の調書の写しを添付して、受注者に通知をするものとする。

- 3 受注者は、前項の通知を受けたときは、速やかに改善し、工事打合簿に改善の結果を示す資料を添えて監督員に報告しなければならないものとする。
- 4 監督員は、改善の完了を確認したときは、第2項及び第3項の工事打合簿の写し及び資料をもって、遅滞なく検査員及び所長等へ報告するものとする。

(検査の復命)

第7条 検査員は、所定の検査を完了したときは、抜打ち検査復命書（第5号様式）により技術管理課長まで報告するものとする。ただし、第6条第2項の指摘事項がある場合は、同条第4項の工事打合簿の写し及び資料を添付して報告するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 抜打ち検査の結果について、工事成績評定において以下のとおり評価するものとする。

- 2 抜打ち検査チェックリストの改善事項がない場合は、工事成績採点表の「考査項目別運用表」「1、施工体制一般」において、評価する。
- 3 抜打ち検査チェックリストの改善事項がある場合は以下のとおり減点するものとする。
 - 改善事項が1～3箇所ある場合・・・1点減点
 - 改善事項が4箇所以上ある場合・・・2点減点
- 4 工事成績評定にて減点するときは、工事成績採点表の「考査項目別運用表」「7、法令遵守等」に係る運用表の措置内容8「その他」にその理由と減点点数を記入する。また、神奈川県請負工事成績評定要領における第3号様式の法令遵守等にその理由と減点点数を記入する。
- 5 監督員は、抜打ち検査チェックリストの写しを添付したうえで、工事成績採点表の決裁をうけるものとする。

(その他)

第9条 この要領によりがたい場合は、実施方法等について技術管理課長と協議するものとする。

附 則（平成12年9月1日技管第78号）

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日技管第26号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日技管第293号）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月14日技管第173号）

この要領は、平成22年10月15日から施行する。

附 則（平成26年3月20日 技管第222号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日 技管第205号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月24日 技管第37号）

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月1日 技管第1503号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

抜打ち検査実施計画表(月分)

年 月 日

技術管理課長 殿

事務所(工事主管課)長

このことについて、次のとおり提出します。

番号 ※1	工事名	工事場所 ※2	主要 工種	契約工期	契約金額	受注者名	監督員名(内線)	進捗率 (%) ※3	夜間 工事 ※4	抜打ち検査 実施済み 回数	検査に 適した時期 ※5

【注】 翌月に抜打ち検査を行う予定の工事について記入する。(契約前の工事も記入可能な欄について予定を記入する。)

- ※1 番号は年度ごとの通し番号とする。
- ※2 工事場所には、路線名・河川名等、及び工事個所を記入する。
- ※3 進捗率は、翌月1日時点の見込みを記入する。
- ※4 夜間工事の場合には、夜間と記入する。
- ※5 検査に適した時期を、上旬・中旬・下旬から選んで記入する。

第2号様式(抜打ち検査実施要領第4条関係)

抜打ち検査実施依頼書
(月分)

年 月 日

技術管理課長 殿

事務所(工事主管課)長

このことについて、次のとおり抜打ち検査を依頼します。

番号	工事名	工事場所	主要 工種	契約締結 年月日	着手 年月日	契約工期			契約金額	受注者名	監督員名(内線)		夜間 工事	検査 時期
※1		※2											※3	※4

【注】 契約前の工事も記入可能な欄について予定を記入する。

※1 番号は年度ごとの通し番号とする。

※2 工事場所には、路線名・河川名等、及び工事個所を記入する。

※3 夜間工事の場合には、夜間と記入する。

※4 検査時期の予定を、上旬・中旬・下旬から選んで記入する。

第3号様式(抜打ち検査実施要領第4条関係)

抜打ち検査命令書
(月分)

年 月 日
技術管理課長

このことについて、次のとおり抜打ち検査を命じます。

事務所(工事主管課)名											
番号 ※1	工事名	工事場所 ※2	主要 工種	契約締結 年月日	着手 年月日	契約工期	契約金額	受注者名	監督員名(内線)	検査員	
										職	氏名

※1 番号は年度ごとの通し番号とする。

※2 工事場所には、路線名・河川名等、及び工事個所を記入する。

第4号様式(抜打ち検査実施要領第4条関係)

抜打ち検査通知書
(月分)

年 月 日

事務所(工事主管課)長 殿

技術管理課長

このことについて、次のとおり抜打ち検査員を定めましたので通知します。

番号 ※1	工事名	工事場所 ※2	主要 工種	契約締結 年月日	着手 年月日	契約工期	契約金額	受注者名	監督員名(内線)	検査員	
										職	氏名

※1 番号は年度ごとの通し番号とする。

※2 工事場所には、路線名・河川名等、及び工事個所を記入する。

抜打ち検査結果調書

年 月 日

監 督 員 殿

検査員 職氏名

工 事 名		番号	
工 事 場 所			
受 注 者 名			
検査立 会人	監 督 員		
	受注者又は 現場代理人		
	主任(監理) 技 術 者		
	監理事務所・現場技術員		
<p>抜打ち検査の結果は、以下のとおりです。</p> <p><input type="checkbox"/> 特に指摘事項はありませんでした。</p> <p><input type="checkbox"/> 疑義があるので、受注者に確認のうえ報告してください。 (確認内容：)</p> <p><input type="checkbox"/> 指摘がありますので、下記のとおり受注者へ通知又は指示をしてください。</p>			
<p>【指摘事項（通知・指示）】</p>			

抜打ち検査に係る特記仕様書

- 第1条 本工事は、抜打ち検査の対象工事である。
- 第2条 抜打ち検査は、適正な施工体制の確保のため、工事の施工体制・安全管理・品質管理・工程管理等について、抜打ちで検査を実施するものである。
- 第3条 受注者は、検査員から資料等を求められた場合は、速やかに検査員に提示するなど、抜打ち検査に必要な協力をしなければならない。
- 第4条 抜打ち検査結果については工事成績評定において、以下のとおり評価をおこなう。
「抜打ち検査チェックリスト」により
- ・改善事項がない場合・・・・・・・・・・ 評価する
 - ・改善事項が1～3箇所ある場合・・・・ 1点減点
 - ・改善事項が4箇所以上ある場合・・・・ 2点減点
- 第5条 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。

抜 打 ち 検 査 チェ ッ ク リ ス ト

抜打ち検査No. _____

工事名: _____

1 施工体制の確認

請負者名: _____

検 査 項 目	適切	改善
①現場における施工体制等の確認		
現場代理人は常駐しているか <input type="checkbox"/> 検査時不在 (不在理由: _____)		
主任技術者の場合 専任しているか※1 <input type="checkbox"/> 検査時不在 (不在理由: _____)		
監理技術者の場合 専任しているか※2 <input type="checkbox"/> 検査時不在 (不在理由: _____)		
施工体制台帳	監理技術者資格者証を携帯しているか(H16. 3. 1以降交付を受けた者は、監理技術者講習修了証も必要)	
	適切に記載された台帳が、現場に備え置かれているか	
	備え置のものは発注者に提出されているものと同一か	
施工体系図	下請負契約書等の写しが、現場に備え置かれているか	
	工事関係者の見やすい場所に掲示されているか	
	公衆の見やすい場所に掲示されているか	
	建設業法の「営業所における専任の技術者」を工事現場の技術者として配置していないか (特に、代表取締役の場合は確認が必要)	
	検査時の施工体制は施工体系図と一致しているか	
	施工計画書が現場に配備されているか	
	現場代理人、主任 (監理) 技術者が工事内容を十分把握しているか	
下請業者の点検	主任技術者は専任しているか※1 <input type="checkbox"/> 検査時不在 (不在理由: _____)	
	主任技術者は施工体制台帳等に記載されている者と同一か	
	主任技術者の資格は適切か	
	作業主任者の選任が必要な場合は適切に配置されているか	
	工事实績情報サービス (CORINS) の登録を契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に行っているか	
②標識等の設置状況		
	「建設業の許可票」が公衆の見やすい場所に設置してあるか	
	「労災保険関係成立票」が工事関係者の見やすい場所に設置されているか	
	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」が現場に掲示されているか	
	「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」が公衆の見やすい場所に設置してあるか(R5. 1. 1以後に新たに請負契約を締結した建設工事が対象)	

2 安全管理の状況

①一般交通への安全対策		
	車両及び歩行者に対する安全対策は適切か	
	施工計画書のとおり、安全対策が実施されているか	
②現場の災害防止対策		
	作業員の安全装具 (ヘルメット、安全帯等) は装備しているか	
	作業員全員参加により安全・訓練等が実施されているか (土木: 半日以上/月)	
	新規入場者教育が実施されているか	
	施工計画書記載の機械が配備されているか	

3 品質管理の状況

①工事全般		
使用材料の品質が点検されているか。伝票類が日々管理されているか		
生コンの水セメント比が指定されている場合、適切な配合となっているか		
発生土やコンクリート塊、アスファルト塊、木くず等の廃棄物の処分は適切か		
マニフェストは適切か（搬出・運搬・処分）		
②品質管理体制		
基準点・測点等や丁張りの管理は適切に行われているか		

4 工程管理の状況

①工程管理		
月初め5日以内に、前月の工事履行報告が行われているか		
施工計画書と実工程の対比がなされているか		

5 その他

過積載を行っている車両はないか（伝票類等で確認）		
ディーゼル車運行規制違反の車両を使っていないか		
「下請契約における代金支払いの適正化等について」の確認		
レミコン使用にあたっては、生コン工場において材料の確認が適正に行われているか 或いは、(適)マーク合格証の写しが提出されているか		

※1 主任技術者の専任制確認は請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合実施

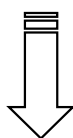
※2 特例監理技術者の場合は、監理技術者補佐が専任で配置されているか

※3 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金（合計）は、5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

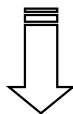
※4 現場代理人・主任（監理）技術者の検査時不在理由は、関係機関との打合せ、試験立会い、不明等、現場での聞き取りにより簡潔に記載すること

抜 打 ち 検 査 実 施 フ ロ ー

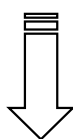
- 対象工事 契約金額500万円以上全ての工事
- 実施回数 契約金額2,000万円以上の工事
 - ・・・1回以上実施、また工期12ヶ月超えるものは2回以上実施。
 - 契約金額2,000万円未満の工事
 - ・・・技術管理課長が工事を選定する。
- 検査対象工事【実施計画表の作成（第1号様式）】
 - ・対象となる全ての工事について、進捗率等必要事項を記載し、事務所工事担当課において毎月作成する。



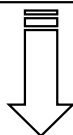
- 検査対象工事の報告
 - ・所長等は、検査依頼を行う前月の10日までに、実施計画表（第1号様式）により技術管理課長へ報告する。



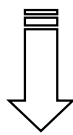
- 検査対象工事の選定
 - ・実施計画表（第1号様式）に基づき選定
 - ・契約金額2,000万円未満の工事については、技術管理課長が工事を選定する。

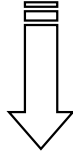


- 技術管理課長への検査依頼（第2号様式）
- 検査命令書の交付
 - ・検査命令書（第3号様式）⇨ 検査員



- 検査の実施
 - ・原則として監督員が立ち会う。
 - ・チェックリストを用いて検査する。
 - ・受注者に事前通告はしない。





■ 検査の結果
・検査員は検査結果を監督員へ報告する（第6号様式）
・指摘事項の有無
・指摘があった場合の内容

